

下長第920号
下介第566号
平成29年3月27日

指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所
指定介護予防訪問介護事業所
指定介護予防通所介護事業所
指定第1号訪問事業所（予防給付型）
指定第1号通所事業所（予防給付型）

管理者様

下関市福祉部長寿支援課長 福永 孝雄
介護保険課長 原 虎男
(公 印 省 略)

要支援者及び事業対象者に対する適切なサービス提供について（通知）

平素は本市介護保険事業の適切な運営に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆さま御存知のとおり、現在実施されている指定介護予防訪問介護事業及び指定介護予防通所介護事業において、利用者に対するサービスについては、利用者の要支援認定区分にかかわらず、各利用者に対する適切なアセスメントの上、必要と判断された量（日数及び時間数）を提供する必要があります。

平成29年4月1日より、本市において介護予防・日常生活支援総合事業が開始いたしますが、当該事業においても、利用者に対するサービスについては、要支援認定区分及び事業対象者の別に応じて一律に提供量を定めることなく、各利用者に対し、適切なアセスメントにより必要と判断された量を提供してください。

なお、利用者に提供するサービス量については、利用者及び家族等の意向も踏まえ、ケアプランを作成する担当者及び各サービス事業者が十分連携して定めることとしてください。

要支援者に対する介護予防サービス計画書及び事業対象者に対するケアプランを指す。

お問い合わせ先

下関市福祉部長寿支援課支援係

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号

fkchojus-shien@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

TEL:083-231-1340(直通) FAX:083-231-1948

下関市福祉部介護保険課事業者係

〒750-0006 山口県下関市南部町21番19号

下関商工会館 4階

kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

TEL:083-231-1371(直通) FAX:083-231-2743